地域子育て支援拠点事業

○子育て中の親の育児不安に対応するため、地域において子育て親子が気軽に集まり、交流・相談できる拠点を設置(実施主体:市町村(NPO法人、社会福祉法人等への委託も可)

ひろば型

センター型

児童館型

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談・援助の実施

- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

常設のつどいの広場を 開設して実施

出張ひろば(加算)→次年度開設のステップ

地域の子育で力を 高める取組(加算)

→学生等ボランティアの 受入:養成、世代間·異年齢 児の交流、父親の育児参加 促進、公民館等地域に 出向いた支援活動 専任の保育士等を配置して 園庭や専用スペース、 地域資源を活用して実施

※公民館等地域に出向いた地域支援活動の実施が必須

民営の児童館の学齢児が 来館する前の時間を活用し、 子育て中の当事者等を スタッフとして交えて実施

> 地域の子育て力を 高める取組(加算) →学生等ボランティアの 受入・養成

平成16年度 2,936力所

(地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業)

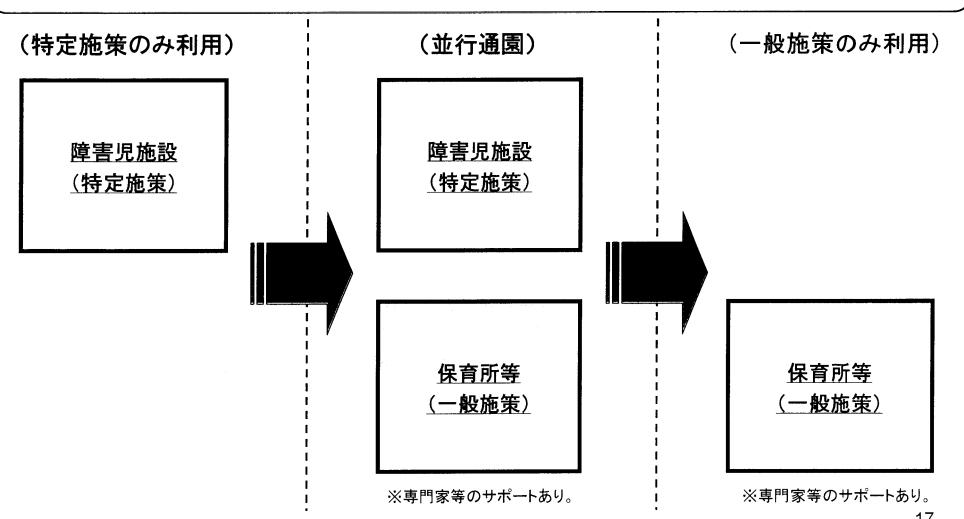


平成19年度 4,409力所

※H19.10月下旬時点の実施か所数(見込みも含む) 19年度交付決定ベース

障害児の利用するサービスの方向性

○ 障害のある子どもが、専門家等の支援を受けながら、原則として一般施策によるサービスを受ける方向 を目指す。



(注) 障害の状況によっては専門の障害児施設で対応することが効果的な場合もあり、 すべての場合において一般施策のみで対応することを意図するものではない。

就学前児童が利用する通所サービスの比較

	実施主体	運営に要する経費の財源	負担割合
知的障害児通園施設 肢体不自由児通園施設 難聴幼児通園施設	都道府県等	国庫負担金	国 1/2 都道府県等 1/2(※1)
児童デイサービス	市町村	国庫負担金	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
保育所	市町村	国庫負担金(注)	国 1/2 都道府県等 1/4(※2) 市町村 1/4

⁽注) 保育所について、設置主体が公立のものは、地方交付税で措置されている。

^{※1} 都道府県等:指定都市、児童相談所設置市を含む。

^{※2} 都道府県等:指定都市、中核市の場合は、国1/2、指定都市、中核市、1/2

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(新規)

平成20年度予算額

503.052千円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚労省との連携による一貫した支 援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校(幼小中高特)の特別支援教育を総合的に推進する。



連携

厚生労働省

47都道府県に委嘱

学生支援員の活用

教員養成大学等の学生に よる学校の支援

特別支援教育推進地域



外部専門家(医師・大学教 員・心理士等) による学校へ の巡回・派遣指導



グランドモデル地域(厚生労働省と連携)[乳幼

児期から成人期に至るまで一貫した支援】

特別支援連携協議会(教 育と福祉ネットワークの協働)



教員研修

幼・小・中・高の教員、管理 職、支援員、コーディネータ等へ の研修に拡充



解•啓発

地域支援事業、就

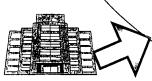
労支援事業等



(厚労関係機関からの支援)

発達障害者支 援センター

(厚労省H19~)



特別支援学校(セ

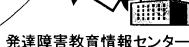
ンター的機能) 幼稚園・高等学校を含め、学 校への助言・援助機能を強



相談支援ファイルの活用 (保護者が持ち関係者間で一貫 した情報を共有)



保健、福祉、医療機関と の連携協議会



((独)国立特別支援教育総合研究所に設置)



発達障害支援機器 の実践的調査研究



義コンテンツの配信

発達障害早期総合支援モデル事業

平成19年度予算額 20年度予算額

50.807千円) 122,964千円

委嘱

文部科学省

連携

厚生労働省

発達障害のある就学前の幼児について、早期からの十分な支援体制を構築する必要がある。 【課 題】 (発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)

> 地 域 (20地域)

早期総合支援モデル地域協議会(仮称)

教育



保健

保育

福祉

すくすく教室など

- 教育相談の実施
- 教育的な指導の実施



教育相談会•講演会

- ・関係機関による教育相談の実施
- ・保護者に対する情報提供



<その他の実践研究例>

- ○発達障害者支援センターと教育の連携
- ○5歳児健診実施地域における福祉と教育の連携
- 〇幼稚園・保育所の教職員への理解啓発

全国への情報発信

早期発見 早期支援の広がり 相談

保護者



幼児

小学校、幼稚園等



20

平成19・20年度 早期総合支援モデル地域

島根県

岡山県

山口県

徳島県

福岡県

島根県(松江市)

山口県(宇部市、萩市)

久留米市、前原市

笠岡市

徳島市

	平成19・20年度 早期総合文援モナル地域					
府県	平成 19年度指定地域 (17地域:35自治体(2府5県26市3町)	府県	平成20年度指定地域 (10地域:14自治体(1府2県8市2町1村)			
茨城県	水戸市	秋田県	秋田県(横手市)			
栃木県	栃木市、大田原市	群馬県	桐生市、藤岡市、昭和村			
群馬県	前橋市	長野県	駒ヶ根市、池田町			
山梨県	山梨県(山梨市、笛吹市、甲州市)	大阪府	大阪府(河内長野市、岸和田市)			
長野県	長野県(塩尻市)	愛媛県	新居浜市			
滋賀県	日野町	福岡県	芦屋町			
京都府	福知山市	鹿児島県	鹿児島県(霧島市)			
大阪府	大阪府(豊能町、池田市、豊中市、高槻市、八尾市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、泉南市)					
奈良県	奈良市					
鳥取県	鳥取県(倉吉市、大山町)					

(注1)地域に府県名が記入されているところは、府県と括弧内の市町が連携した事業内容となっている。

「盲・聾・養護学校における乳幼児期の子どもの支援に関する実態調査」 ~センター的機能の充実に向けて~ (独)国立特別支援教育総合研究所

特別支援学校のセンター的機能において、就学前の乳幼児期の子どもに対する支援の状況についての実態や課題を 把握することを目的として実施。

実施状況

- 1. 全国の特別支援学校1002校中の823校(82.1%)から回答を得た。
- 2.69%の学校が幼稚部在籍者以外の就学前の子どもへの支援を行っていた。
- 3. 支援を受けている発達障害のある子どもは4436人。

(H18.9.1現在)

支援内容

1. 子ども・保護者への支援

教育相談、母親教室や保護者学習会等の実施

2. 幼稚園・保育所の指導者への支援

巡回相談、幼稚園・市町村等からの要請による研修会の講師

3. 地域の関係機関との連携

専門家チームや巡回相談のメンバーとなっている、親子教室や幼児教室等のスタッフ となっている、教育委員会の就学指導委員会の委員となっている等

4. 就学に関する地域の小学校との連携

就学指導委員会の委員として活動している(回答校のうち63%)

巡回相談員として活動している(回答校のうち56%)

→ 公的な委員等としてある程度役割が決められたものは連携が図りやすい。

新教育システム開発プログラム 「幼稚園等における発達障害支援教室研究」(岐阜大学)より

公立幼稚園における障害児の受入に関する現状

<全国の市区町村教育委員会や公立幼稚園に対するアンケート調査>

障害の診断のある発達の遅れやかたよりが気になる園児数について

障害の診断がある園児

2.3%

発達の遅れやかたよりが気になる園児

2.9%

障害の診断がある園児について、その5割は自閉症

※ 全国の公立幼稚園のうち、回答のあった619箇所における全幼児数に対する割合(回答率66.1%)

気になる園児への対応について

【診断のある園児の場合】

補助者をつける、園内相談を実施、外部機関からの助言、通園施設・相談機関などに通っている。

【診断がない気になる園児の場合】

園内相談、担任のみで対応

ことばの教室等について

小学校の通級指導教室(言語の教室)の2割で幼児を受入れ ※回答のあった1,424市町村における割合(H18.4.1時点)

地域子育て支援拠点を活用した障害児支援の可能性の検討

(平成19年度障害者保健福祉推進事業:調査研究)

報告者:渡辺顕一郎(日本福祉大学)

はじめに

【地域子育て支援拠点とは】

- ○乳幼児とその親が自由に集い、相互の交流や地域との交流を通した支えあいの場としての「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」などの子育て支援の拠点。
- ○平成19年度から、つどいの広場や地域子育て支援センターは統合され、新たに児童館型を加えて「地域子育て支援拠点事業」として再編(末尾資料を参照)。
- 〇平成19年10月末には地域子育で支援拠点事業は4393か所に達し、『子ども・子育で応援プラン』に掲げられた全国6000ヵ所という設置目標の達成を目前に控えてもいる。



(写真:子育てネットくすくす)

【調査の概要】

- ○地域子育て支援拠点事業のひろば型 (682 か所) の支援者、及びひろばを利用する障害 児の保護者に対する調査 (アンケート調査、及び5 か所の先行団体へのヒアリング)
- ○265人の支援者から回答を得た。また、子育てひろばを利用する障害児の親からは、62 団体に属する132人から回答を得た。ただし、未だ障害児とその保護者の利用がないひ ろばもあることから、正確な回収率は不明。

1. 利用者に対する調査から

以下に示すように、障害児とその保護者にとって、地域子育て支援の拠点は一定の支援 効果をもたらす可能性が示唆されている。

図1: 子育てひろばを継続的に利用する理由(複数回答)

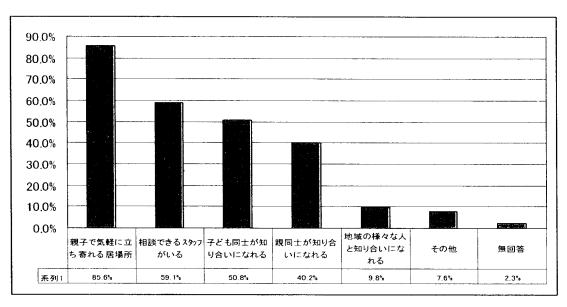
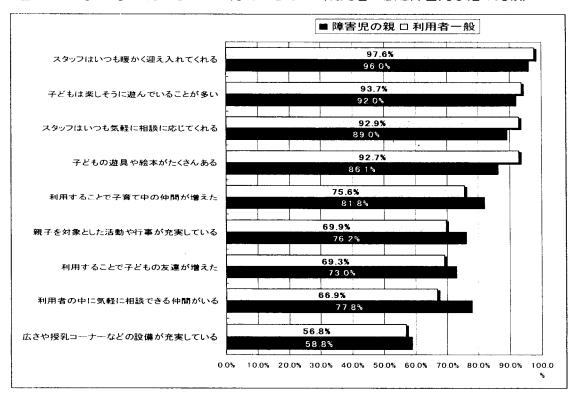


図2: 【参考】子育てひろばで得ているもの(利用者一般と障害児家庭の比較)



※図 2 については、一般家庭への調査(平成 16 年度調査)の回答者数は 2022 人であるが、今回は障害児の親に絞り込んだため 132 人である。また、表中の各設問の無回答比率は平成 16 年度調査が 1.2% ~3.8%であるのに対して、今回の調査では 23.5%~25.0%と相対的に高い。調査年度も異なることなどを加味すると比較の対象となりにくい面もあるが、ここでは参考までにとらえておく。

【課題】

障害(あるいはその可能性)がある乳幼児の親は、診断が未確定であることによる戸惑いや不安、あるいは子どもの発達の状態や障害を親自身が受容するという課題を抱えており、それだけに心理的に揺れ動きやすい、不安定な状態にある場合が少なくないことが推測された。

ヒアリング等から伺えた利用者の意見

- ▶ 自分や子どもが受け入れられるのか不安だった
- ▶ はじめは障害があることを隠そうかと思った
- ▶ つどいの広場に行くにはとても勇気が必要だった
- ▶ 他の子どもに迷惑をかけるのではないかと思うと心体まらない
- ▶ 障害が軽くても、他の子どもと一緒に遊ばせていてとても気を使う
- ▶ はじめは「幼稚園どこ」と聞かれたらどうしようと不安だった
- ▶ 障害のない子どもの元気な様子を見るのがつらい
- ▶ 子どもが幼い頃は成長の可能性を信じていて、なかなか障害を認めたくない

2. 支援者に対する調査から

図3:過去に利用があった障害児の状況

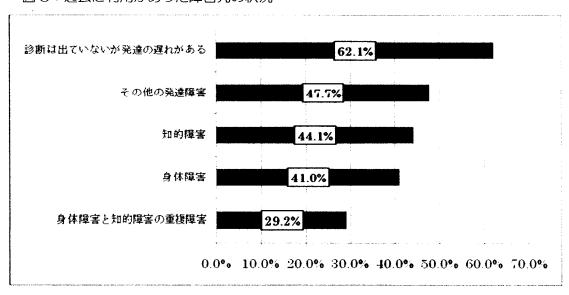


図4:支援者が見る効果(障害児とその親)

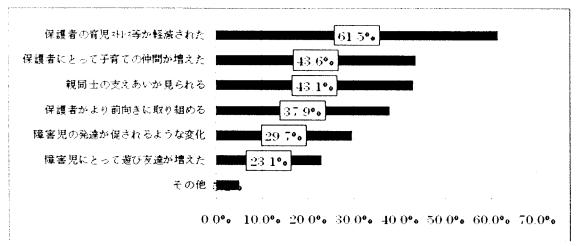


図5:支援者が見る効果(他の利用者)

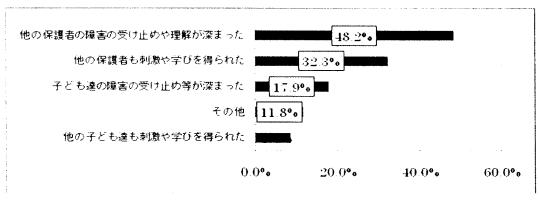
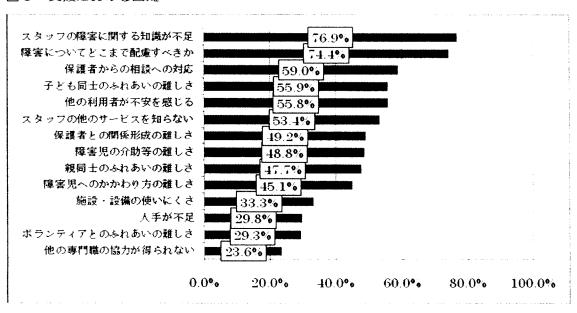


図6:支援における困難

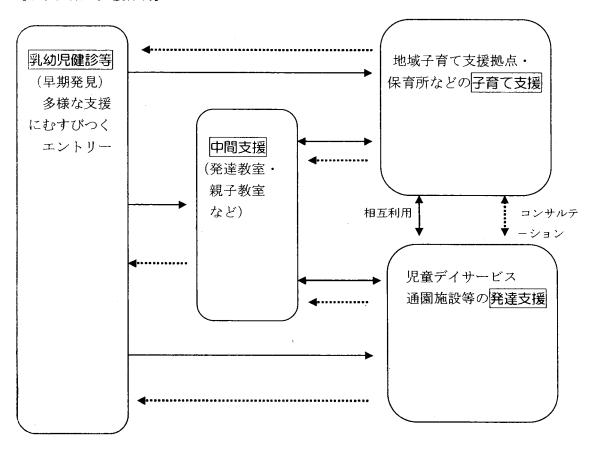


※グラフ中の比率は、表 15 に示した各項目の「よくあてはまる」「少しあてはまる」の和

3. 制度・政策面への提言

- 1) 児童福祉の予防的機能を担う拠点としての制度上の位置づけ
- 2) 地域の連携に基づく研修やコンサルテーション
- 3) 利用者を必要な支援に導く地域の体制
- 4) 中間的な支援の整備

【乳幼児期の支援体制】



※注

矢印 ────

利用者と積極的につながり、無理なくサービスに結びつけるためのアウトリーチ

補足:地域子育て支援拠点事業の概要

	ひろば型	センター型	児童館型			
位置づけ	常設のつどいの場の提供	子育て全般に関する専門的な	一定時間のつどいの場の提			
		支援を行う拠点	供			
基本事業	子育て親子(概ね3歳未満の児童及び保護者)に対して					
	①親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談・援助					
	③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て・子育て支援に関する講習の開催*					
実施形態	①~④の事業を、親子が気軽	①~①の基本事業に加え、地域	①~①の事業を、児童館の			
	に集い、相互に語り合い交流	支援活動(関係機関・団体との	学齢児が来館する前の時間			
	を図ることができる常設の場	連携の下、親子交流や子育てサ	を活用して実施			
	において実施	ークル支援のために地域に出				
		向いたり、重点的に支援が必要				
-	任意の事業(加算)	な家庭に対応)を実施	任意の事業 (加算)			
	・地域の子育て力を高める取		・地域の子育て力を高める			
	組(巾・高・大学生ボラン		取組(中・高・大学生ボ			
	ティアの受入れや養成、世		ランティアの受入れや養			
	代間交流、父親サークルの		成)			
:	育成など)					
	・出張ひろば(翌年度の常設		,			
	ひろば開設のステップとし					
	て週 1・2 回程度の出張ひろ					
	ばを開催)					
開設日数	週3日以上(1日5時間以上)	週5日以上(1日5時間以上)	週3日以上(1日3時間以			
など			上)			
従事者	子育てに関する知識・経験を	保育士等(2名以上)	子育てに関する知識・経験			
	有する者 (2 名以上)		を有する者 (1 名以上) に			
			児童館職員が協力			
実施場所	公共施設内、商店街空き店舗、	保育所、医療施設、その他公共	民営の児童館			
	民家、アパートなど	施設など				
実施主体	市町村(特別区を含む)					
	社会福祉法人、NPO 法人、民間事業者などへの委託も可能					

^{*}基本事業の④については、子育て親子だけでなく、子育て支援活動に従事することを希望する者なども 対象に含む。